

2014(平成 26)年度 80 周年記念 武蔵野美術大学海外留学研究奨励奨学金 募集要項

1929 年に創立された本学の前身である帝国美術学校は当初から国際的な教育研究活動に積極的に取り組みました。本学はその帝国美術学校以来の国際的な教育研究活動を着実に展開し、その長い歴史と先見的な諸活動によって、現在では我が国を代表する美術デザインの大学として世界的に高い評価を受けています。

帝国美術学校の創立から 80 周年となる 2009 年から 2018 年までの 10 年間、国際的に活躍する人材の養成を目的として、本学を卒業または修了後に海外の大学院または本学が大学院と同等の課程であると認めた海外高等教育機関の正規課程に進学する者を対象とした海外留学研究奨励奨学金を設けています。世界的な規模での造形研究活動を目指す本学卒業生、修了生の皆さんの積極的な応募を期待しています。

1. 出願資格

本学を卒業又は修了し、出願時点で海外の大学院等の正規の課程*に入学を許可されている者で、以下の①および②の両方の要件を満たす者

①海外の大学院へ入学する時点で、本学を卒業若しくは修了後 3 年以内の者。

②2014 年 4 月から 2015 年 3 月の間に、海外の大学院等へ入学する者。

(これ以前に海外の大学院へ入学した者は応募できない。)

* 正規の課程とは大学院の場合、学位取得が可能な課程（マスターコース以上）とする。予備コースへの入学や条件付き合格、ポストグラデュエイトディプロマ等は対象としない。

2. 奨学金額

100 万円（年額）

3. 人数

毎年度 1 名

4. 出願書類

- ・ 武蔵野美術大学海外留学研究奨励奨学金申込書（本学所定様式①）
- ・ 留学の目的と進学先での研究計画書（本学所定様式②）
- ・ 本学の卒業・修了制作／論文（写し）
近作があれば加えて提出のこと。

*** 卒業・修了制作、近作とも作品の場合はポートフォリオの形で提出すること。**

- ・ 本学の学業成績証明書（最終学歴分のみ）
- ・ 本学専任教員の推薦書（本学所定様式③）
- ・ 進学先の入学許可書（コピー）
- ・ 進学先の大学案内等資料（コピー可）

*** 出願書類は選考終了後すべて返却します。**

5. 出願期間

2014(平成 26)年 9 月 1 日 (月) ～10 月 31 日 (金) (必着)

6. 出願方法

[出願用紙の入手]

本学ホームページよりダウンロード

[提出]

出願書類を下記まで必ず郵送で提出すること。

〒187-8505 東京都小平市小川町 1-736

武蔵野美術大学 国際センター事務室

海外留学研究奨励奨学金 募集係

***上記の出願期間内に必着のこと**

7. 選考日程 (予定)

書類審査 11 月下旬

面接 12 月中旬 *遠隔地対応型(渡航後の面接可能)

決定 1 月上旬

結果発表 応募者全員に選考結果を郵送で通知します。(1 月中旬)

電話等の問い合わせにはお答えできません。

8. 身分の取り消し

別添の「武蔵野美術大学海外留学研究奨励奨学金規則」を参照のこと。

9. その他

- ・一度受給された者が再度申し込むことはできない。
- ・課程修了時には、本学学長へ帰国報告をおこなうこと。その際本学へ学位記の写し及び修了論文の写し(抄録でも可)を提出すること。作品の場合はポートフォリオを提出すること。

以上

【問い合わせ先】

武蔵野美術大学

国際センター事務室

〒187-8505 東京都小平市小川町 1-736

e-mail : kokusai@musabi.ac.jp

武蔵野美術大学海外留学研究奨励奨学金規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵野美術大学 80 周年記念事業として、武蔵野美術大学又は武蔵野美術大学大学院（以下「本学」という。）を卒業又は修了して海外の大学院等に進学し更に研究を深めようとする者の研究活動を支援するため、武蔵野美術大学海外留学研究奨励奨学金（以下「80 周年記念海外留学研究奨励奨学金」という。）に関する事項について定める。

(奨学金の額)

第2条 80 周年記念海外留学研究奨励奨学金は、年額 100 万円を贈与する。

(出願資格)

第3条 80 周年記念海外留学研究奨励奨学金に出願できる者は、本学を卒業若しくは修了後に、学位取得を目的として海外の大学院の正規の課程に進学する者又は本学が大学院と同等の課程であると認めた海外高等教育機関の正規の課程に進学する者とする。

2 海外の大学院等に留学する時点で、本学を卒業又は修了後 3 年以内の者とする。

3 80 周年記念海外留学研究奨励奨学金の授与を受けた者（以下「奨学生」という。）は、再度出願することはできない。

(奨学生の数)

第4条 奨学生数は、毎年度 1 名とする。

(奨学金の期限)

第5条 80 周年記念海外留学研究奨励奨学金は、平成 21 年度から 10 年間とし、平成 30 年度をもって終了する。

(出願手続)

第6条 80 周年記念海外留学研究奨励奨学金に出願しようとする者は、指定の出願書類に本学の専任教員の推薦書を添えて、学長へ提出しなければならない。

(奨学生の審査及び決定)

第7条 奨学生の採用は、本学の専任教員で構成される審査委員会で人物及び能力を審査し、教務学生生活委員会の議を経て学長が決定する。

(身分の取り消し)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学生としての身分を取り消すことがある。

(1) 法令及び武蔵野美術大学学則その他諸規則に違背した場合

(2) 海外の大学院等に留学しなかった場合

(3) 海外の大学院等を退学した場合

(4) 海外の大学院等において懲戒処分を受けた場合

(5) 死亡した場合

(6) 本人が辞退した場合

(事務所管)

第9条 80 周年記念海外留学研究奨励奨学金に関する事務は、国際センター事務室の所管とする。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

80周年記念 武蔵野美術大学海外留学研究奨励奨学金申込書

年 月 日

ふりがな		男 ・ 女	写真貼付欄 (4×3cm)
氏 名			
生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)		
現 住 所	〒 e-mail: 電話 — —		
留守中の 連絡先	〒 e-mail: 電話 — —		
本学卒業・ 修了学科等	学科・専攻・コース名: 年 月 卒業・修了		
職歴または 卒業後の活 動	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
進学先大学	大学名		
	コース名		
	担当教員名		
	国名・住所		
	URL		
特記事項			

留学の目的と進学先での研究計画

氏 名

取得予定の学位名称

留学目的および研究計画

80周年記念 武蔵野美術大学
海外留学研究奨励奨学金候補者推薦書

候補者氏名

80周年記念 武蔵野美術大学海外留学研究奨励奨学金候補者として、
上記の者を推薦します。

推薦理由

平成 年 月 日

武蔵野美術大学学長 殿

推薦者

所属

氏名

印